

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会
第9回 再生ビジョン部会 議事録

日時 平成17年12月12日（月） 15：00～16：45

場所 岐阜市消防本部6F 大会議室

【事務局（宮川）】 定刻になりましたので、ただいまから岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会、第9回再生ビジョン部会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます産業廃棄物特別対策室長の宮川でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ご多忙のところ、皆様方にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。

なお、本日は、ご都合によりまして木村委員、駒宮委員がご欠席でございます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず次第、それから資料ということになっております。お手元がない方がおられましたら、おっしゃってください。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、まず部会の開会に当たりまして、環境事業部長よりごあいさつ申し上げます。

【事務局（一野）】 年末のこのお寒い中、またお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

このビジョン部会も回を重ねて、本日が9回になるわけですが、この直前に勉強会をいたしましたし、先週の金曜日には技術部会を開きました。この間、この事案につきまして、新聞報道等、あるいは議会の報道等で、皆様方には現在の進行状況につきましてある程度のお話はさせていただいたつもりでございますが、少し補足をさせていただきますと、新年度、国における産業廃棄物の不法投棄に関する補助制度、地方特別措置法の中でこのことがうたわれておるわけですが、それに対する予算措置の結果、これも一部新聞で出されていると思いますが、新しい事案、つまり今まで既に国が決めている対策方法等、国が承認しているものから、これ7件ほどあるわけですが、これ以降のものにつきましては予算措置がされないことになっております。したがって、岐阜市のこの事案につきましてもそういう対象外ということになると思っておりますので、そういった意味で、これまでの我々の思いと少し違って来たということでございます。

それから、市長の方がこれは議会の方でご答弁いたしました、本年の末、12月末にある程度の方針を示したいという話がありまして、それに先立って、今月の21日に検討委員会全体会を予定しております。その検討委員会の中の議論を踏まえて、中間報告を市長にさせていただいて、市長が年内には一定の方針を示したいということになっております。そういった意味で、この技術部会、この間進めてまいりました、大きく言えば三つの案、一部撤去で、手法によっては三つほど分けられますので、最終的には5案ということで、先般もお話ししましたが、それについて、技術部会で先週の金曜日に、お手元に配付させていただいておりますがまとめをさせていただきました。きょう、その報告もいたしますけれども、その五つの方法につきまして、本日、再生ビジョン部会でまた皆様方の意見をいただければ、ありがたいことだと思っておりますが、きょうは9回ということで、次回の21日の検討委員会に向けての皆様方のお話をお聞きしたいということで、集まっていた

できました。どうか忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単でございすがあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【事務局（宮川）】 ありがとうございます。

なお、傍聴の方にはあらかじめお断りしておきます。

傍聴席の右前方に掲示するとともに、お手元に配付しておりますが、岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領の遵守事項に従い、会議中の発言等はお控えください。守られない場合は退出いただくこともありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ご意見等がある場合は、ご意見等記入用紙が用意してありますので、お帰りの際に提出いただきたいと思います。

それでは、以降の進行につきましては、部会長さん、よろしくお願いをいたします。

【部会長】 それでは、皆さん、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、次第に従いまして、順次議題の方に入らせていただきますが、本日の議題に入ります前に、きょう開きますこの会議の趣旨について、少し説明をさせていただきます。

先日、12月9日に技術部会の方が開かれまして、技術部会の方としてはこれを最終案として、きょうお手元にあります案をまとめられたわけでございます。私もそこに、まとめに入る前の段階までの議論の段階には参加させていただきましたけれども、それがどこまで生きているのかというのは、まだ十分に検討する時間がなかったので見てはおりませんけれども、方向性としては、今、部長の方から話がありましたように、部分撤去と全量残置、全量撤去、大きく分けると3種類あるわけですが、そのうちのどこかでおさめなければならないと。技術部会といたしましては、最終的にこの案が一番よろしいという判断はやらないと。それは検討委員会の方でやってほしいということでございます。

ただ、まだその時点で示されました案ではどうもこちらとしては情報が不足していて、これでは決定できないので、もう少し情報が欲しいというふうに主張してまいりました。技術部会の部会長さんの方も、それではもう少し技術的に可能な解決案というものをもう少し詳しく示すということを約束されましたので、それについて、きょうまでにはちょっと無理かもしれませんというふうに思っておりますが、21日の部会には何とか間に合わせてほしいとは思っております。恐らくそれだけではまだ十分ではないでしょうから、今後とも事務局の方と技術部会の方で話を進めていただいて、完全な技術的な案というのでしょうか、それは出すことは難しいかと思いますが、ある程度の方向性とか、ある程度の内容を持ったものは出していただけるものというふうに思っております。最終的にはそれを結論として判断するための材料というふうにしたいと思いますが、現在配られておる、これと大きく狂うことはないだろうというふうに思います。

したがって、きょうのこの再生ビジョン部会としましては、二つのことをぜひご検討いただきたいと思います。一つは技術部会の報告、最終的な取りまとめがありますので、これに

ついて、きょう事務局の方から説明していただきますけれども、この技術部会の報告について、皆さの方がどういうふうにお考えになるかということ。それから、それぞれの案、第2番目の議案でございますけれども、それぞれの可能性が示された場合に、再生ビジョンの部会として、具体的にその後をどういうふうにまとめ上げていくかということについてのご意見をいただきたいと。そうしないと、最終的にどれぐらいのコストで、どういう形で処理がなされていくのかというのが決まりませんので、再生ビジョン部会として、技術部会の結論というか、まとめが出た以上、これから我々がそれをまとめていかなければならないという段階でございますので、活発なご議論の方をお願いしたいというふうに思います。

それでは、議事に入ります前に、10月17日に開催いたしました第7回の再生ビジョン部会の議事録が皆さんのお手元にあるかと思うのですが、何か修正等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、これをもちまして第7回再生ビジョン部会の議事録として承認させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、まず最初に、技術部会のまとめの案につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

【事務局（宮川）】 ただいま部会長さんから話しございましたとおり、先週の金曜日、12月9日に第9回技術部会において技術部会のまとめ案ということで検討いただきましたので、ご報告させていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただきますと、裏に目次がございます。左側にローマ字の大きいⅠとⅡがございます。Ⅰの方では、技術部会における検討結果概要ということでまとめさせていただきました。それから、下のⅡというところで関連の資料、検討経過とか、生活環境保全上の支障のおそれとか、対策案、技術部会の委員とオブザーバーの名簿を資料としてつけさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは1ページ目からでございますが、技術部会における検討概要ということで、今までに皆さんのお手元にはその都度ご配付をさせていただいている内容でございますが、その下の1、検討事項ということで、（1）から（4）までございまして、緊急調査結果を踏まえた詳細調査方法の選定、それから（2）では調査結果に基づく生活環境への影響検討、それから（3）では今後の対策方針案のとりまとめということでございます。それから（4）でその他ということで、まとめさせていただきました。

それで、1ページ目から順にめくっていただきますと、6ページ目の第1段落までが、今までお手元に配付をさせていただいております検討結果をまとめたものでございますので、ご説明についてはちょっと省かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから6ページでございますが、3番の生活環境への影響ということでございますが、これは支障のおそれ等をこの表にまとめさせていただきまして、その下の四角の中でございますが、上記に対して部会において提起された意見ということで、ここに記載をさせていただきます。

それから右の7ページ目でございますが、4番の対策方針ということでございますが、対策方針案のとりまとめということで、恒久対策の方針としましては、先ほど部長の方からもご説明させていただきましたが、大きく分けて残置、それから一部撤去、全量撤去の三つのパターンが考えられると。それに従いまして、技術部会としてはこれらの3方針について等しく比較検討する必要があるということの判断のもとで、事務局から提示をしました残置案、一部撤去案の1から3、それから全量撤去案の計5案について検討を行っていただきました。各案の検討に当たりましては、それぞれ案に基づき対策をいたします場合の現場の状況を踏まえまして、生活環境に対するリスクの均等化を図ることを前提といたしまして、各対策方針案について、科学的・技術的な見地から課題の洗い出しを行っていただくこととしました。その中で提起されました今後の対策方針等に係る意見といたしまして、以下のとおり、まとめさせていただきました。

この四角の中でございますが、左の方に項目がございます。撤去対象、それから右の●でございますが、撤去対象とその他というふうに分けて、ご意見をいただいたことをここにまとめてございます。

それから、その次ののり面の崩落防止ということでございますが、のり面が急勾配ということでございまして、急勾配の斜面の対策ということで、ここに技術部会の委員さのからいただきましたご意見を記載させていただいております。

それから、項目のその次でございますが、雨水の浸透防止。これにつきましては、雨水等が廃棄物の中に入って排出されますので、これに対して、●でございますようにキャッピングといいまして、上をシート等で雨が入らないようにすると。そのためのご意見ということで、ここに記載させていただきました。

それから、その次の地下水汚染防止と河川汚染防止でございますけれども、これにつきましては、右の●でございますように、水処理施設の有無等につきましてご意見をいただきましたのをこちらに記載させていただいております。

それから次の8ページでございますが、こちらは、今言いました地下水汚染防止、あるいは河川汚染防止の続きでございますが、遮水壁、あるいはモニタリング等のご意見について、こちらに記載をさせていただいております。

その次の項目といたしましては、沢水の浸透防止でございますが、一番奥から沢水が今は廃棄物の下を流れる状態でございますので、この沢水を極力自然水のままで河川に排水するための水路等の確保についてご意見をいただいております。

その次の項目の発生ガスの抑制でございますが、これは廃棄物層から出るガスについてのご意見でございます。

その次で、流出水量の調整につきましては、●でございますように調整池ということでございますが、現在ある調整池は現状の開発面積に対して十分な容量を持っていないというふうに考えられると。そういうご意見をいただいております。

その他につきましては、●でございますように内部発熱と、それから想定外の物質が出た場合についてのご意見をここに記載させていただいております。

その下の表の方でございますけれども、この対策案に係る対策概要ということですが、これは恒久対策案ということでございます。

左の方に案として、一番初めのところは残置案でございますが、ここの右の②のところでございますけれども、雨水浸透防止につきましては、意見といたしましても、全面シートキャッピングする場合、それと全面シートキャッピングしない場合を併記いたしまして、こちらに概要として載せさせていただいております。

全面シートキャッピングをする場合につきましては、③の地下水汚染防止につきましては水処理なしと。それから、全面シートキャッピングをしない場合につきましては、水処理の実施が必要であるというようなふうで上げてございます。

一番下のところにつきましては、今後の課題ということで10項目ほど上げさせていただいております。

それから右の9ページにまいりまして、一番上でございますが、こちらは一部撤去案の3案の第1案ということでございますが、こちら、今説明申し上げました残置案と雨水浸透防止の②のところが分け方としては一緒になってございます。全面シートキャッピングをする場合と全面シートキャッピングをしない場合ということで分けてございます。

それから、今後の課題につきましても、こちらに10項目ほど課題を上げさせていただいております。

それから、その下の一部撤去の第2案でございますけれども、こちらにつきまして違うところと申しますと、③と⑤のところにつきましては、対策としましてはこちらはなしということでございます。ここにちょっと違いがございます。

それから、一番下の一部撤去3案でございます。こちら③と⑤につきましてはなしということでございます。

それから、次の10ページでございますが、こちらは全量撤去案ということでございますが、③と⑤につきましてはこちらもなしということでございます。

それから、今後の課題につきましては、ここに5項目ほど上げてございます。

それから、そのすぐ下、四角でございますけれども、その他全案に係る事項ということで、こちらに5項目ほど上げてございますが、作業時の雨水の適正な処理、それから廃棄物掘削時の周辺及び作業環境の対策、それから想定外廃棄物の対応ということでございます。それから、公共の焼却施設の利用も検討する必要があると。それから、内部発熱部への水の注入及び排水対策が必要であるというようなことで、こちらにも5項目ほど上げさせていただいております。

それから、その下の（２）の応急的な対策でございますが、下の四角内でございますように、第７回の部会で指摘事項がございまして、その後の対応状況をこちらに上げさせていただいておりますが、最上部の整形が必要であるというご指摘をいただきましたので、それにつきましては沢側への表面水の流入を防止する必要があるということで、善商に指示をいたしまして、最上部のへこんだ部分がございまして、そこに土砂を盛らせまして、今後の自主撤去作業に伴う掘削に当たっては傾斜を考慮して実施するように指導をいたしました。そちらがここに記載をしてございます。

右の５番の総括でございますが、ここにつきましては、先ほどご紹介しました１２月９日の金曜日に開催をされましたときの委員のご意見等をここに反映させるということで、最終的に案としてまとめさせていただくということで進めてまいります。

その次の１２ページ目からは、先ほどの関連の資料ということで、１番の検討経過、今までの技術部会における検討経過をこの表に記載させていただきました。

それから、２番、３番、４番につきましては、右のページにＡ３用紙を折り畳んでございますが、こちらにそれぞれ資料としてつけさせていただきました。以上でございます。

【部会長】 はい、ありがとうございます。

これまで技術部会の方で検討されました、あそこにある廃棄物の安全性等に関する科学的な検討、それに基づく評価、そしてその評価に基づいて対策をどうするかということが提案として盛られているわけでございます。最終的には、Ａ３の方の資料の１、２、３ということでもありますけれども、大体こういう問題があつて、そのためには七つの対応策が必要であると。そのための方法、対策例として幾つか、資料の１のところで載せてあるとおりでございます。もし、この案を実行する、それをもう少し具体的にコストの面も含めて検討すると資料の２のようになります。それが全部で５案あります。

以上の技術部会の内容につきまして、皆さんの方からご意見をいただきたい。技術的にこれをどうこうするというわけにいかないですけれども、この技術部会の内容をお聞きになって、いかがでしょうか。

【副部会長】 これまでの技術部会に参加させていただいたり、これまでの勉強会でも報告を伺ったわけですが、調査の上で対策を検討していただいた上で複数案を出していただきたいというお話をされていて、残置、それから全量撤去、それから中間の一部撤去の３案という形で出していただいたわけです。技術的な内容は我々専門ではないので、述べる立場ではないのですけれども、コスト面と、それから安全性を考えて、さらに財政的な負担なり、それから市民合意を考えれば、ここの中で選んでいくという形に多分なるのだらうと思うのです。

残置といっても、実際には排出事業者等の一部自主撤去をしてもらっていますから、丸々全部残すわけじゃなくて、何万トン程度は取り除くわけですが、やはり生活環境上の支障ないしはそのおそれということで、幾つか指摘がしてあるとおり、今は急傾斜で積んでありますので、あれが崩落するのがやはり怖いと。だから、その部分は取り除く

なり、整形するなりという作業は必要だろうと。それから、内部でガスが発生している、あるいは熱を持っているという問題もあるので、有機物に当たる部分を取り除く作業も必要だろうと。安全な物質であれば、安定している部分であれば、コスト面も考えれば残置するということもやむを得ないだろうと。ということを考えれば、一応選ぶべきは、やっぱり中間の一部撤去のうちのどれかの案ではないかなととりあえずは思うのですけれども、その上で、さらに安全性、コスト面を考えて、詰めていく形にはなると思うのですけれども。

それからもう一つ、前回の再生ビジョン部会でも、勉強会でも申し上げたのですけれども、我々の部会としては、この後、仮に一部撤去ということになった場合に、その跡地をどういうふうな形にするのかと。一つは、所有権とか管理の問題をどうするかという問題が伴うわけですし、それから、残された部分の上に植生を回復させるかどうかというところでも、木村委員なり、肥後委員の意見をいただければいいですし、それから、今の市長の方の話でも、中間報告を踏まえて方針を出していきたいということでしょうけれども、今後、市民の意見も聞きながら、どういう案を最終的に決定するか。同時に、議会なり、国の対応もかなり厳しいようですけれども、それも含めて結論を出していかなければいけないと思っていますのですけど。

【部会長】 今、富樫委員の方から、大体部分撤去がいいのではないかと。そして、それについても、後の処理をどうするかというのは再生ビジョン部会の大きな課題であるというご意見を出されましたけど、これについて、そのとおりではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【副部会長】 もう一言発言させていただければと思うのですが、前回の勉強会でも、参加していただいた方からは、全量撤去が原則ではないかという形のご意見もいただいたわけですね。僕は必ずしも、個人的な意見としてはそうではないのですけれども、やはりその場でも出ましたけれども、本来は善商なり、収集運搬業者なり、あるいは排出事業者の責任を追及して、最終的に岐阜市の方に市民の税金という形で負担しない方がいいわけですから、原則は業者の責任を追及するというのがまず大前提だろうと思うのです。それについては多分異論ないのではないかなと思うのですけれども、ただ、現実問題として、企業側にそれを遂行する能力がないということになれば、代執行を行って費用請求をしますけれども、結果的に税金の負担になる。それを考えた場合には、じゃあ 300億を超えるような負担が岐阜市としてできるのかどうかと。産廃の特措法で多少当てにしていた国の方の補助もかなり厳しいだろうと。多分難しいだろうと。それは岐阜市の力だけでは何ともしがたい部分があると思っていますのですけれども、そうすると、業者でできないということになれば、部分撤去、ある程度残すということも含めて、市民としては考えていかざるを得ないのではないかなと思っています。

【部会長】 今の説明もございましたように、本来は全量撤去だと思うのです。ただ、当の責任者の善商さんに負担能力があるのかというと、率直に言ってどう見ても負担能力は

ない。今まで調査費だけで2億5千万円ほど使っておりますけど、その請求はしておりますけれども、175万円しか支払い能力が……。

【事務局（田中）】 138万円です。

【部会長】 138万円。これではどうにもならないということですね。フェロシルトの石原産業のように、ある意味で大企業であれば、全量撤去を要求しても、それにこたえられるわけですが、今回の場合はどうもそうはいかないのではないかと思います。

【清水委員】 この資料の中の6ページにも、技術部会の方でも社会正義的な観点で見れば全量撤去は当然というふうに書いてありますし、市民の感情から見ると、もちろん全量撤去なのですね。あそこが最終処分場でもないということも考えれば、やっぱり全量撤去が当然というのは、私、やはり一番に来るのではないかなというふうに思います。検討委員会の結論としてはそうなっていくのだというふうに思います。ただ、先ほど富樫委員もおっしゃったように、それからこの資料の中にも書いてありますように、市民の安心と経済性というふうに考えたときに、どの案を現実的に選ぶかということになって、次の段階になってくると思うのです。だから、全量撤去はやはり一番当然のこととして頭に置いておくべきだと思うのです。そこがあって、次の段階に進むというふうに思うのです。

それと、市民の安心という点で、それから経済性というのでも、非常に赤字の市政を考えると、うちの家と同じような経済かなあというふうに思いますと、あまりに理想のことばかりも言っていられないということを考えると、どこの部分で安心なのかということを見ると、市民と一緒に考えていくという今回の形式はやはり残していくべきだというふうに思うのです。だから、ここで結論というよりも、市長に答申していくときに、今後の進め方を、市民と一緒に、前、吉田部会長が出された案ですね。あれの何らかの委員会、そのもう一つ前に、例えばこれは対策検討委員会でしたけど、対策実施委員会みたいなものがあって、椿洞の問題をどう処理していくかということを考える責任を持った委員さのたちが具体的にいろんなことを考えていく。技術的なこと、それから地元の住民の方、いろんな方たちが集まったところで、もっと具体的に考えて結論を出していくように答申すべきかなというふうに思うのです。その組織が、今度、循環型社会形成のための一つの恒久的な委員会にまたなっていくのかなというふうに思うのです。

そのために、何回かやってきました勉強会というものは非常に大きな力を持ってきたと思うのですけれども、岐阜市の市民力というものがある程度形成されてきたかなということも思いますので、ぜひそういうふうな形を残していただければいいなというふうに思います。

【部会長】 非常に積極的なご提案をいただきまして、ありがとうございます。

今、清水委員が言われましたように、基本的には全量撤去だというのは、恐らく技術部会の方も、それから技術部会の方は本当に全量撤去はいいのかという、100%賛成ではない方もいらっしゃる。社会正義としては、恐らく全員が全量撤去だと思うのです。ただ、技術的な問題として非常に難しい。例えばアスベストの飛散ということを見ると、

建築廃材には、旧来のものと30%ぐらいアスベストが入っているので、無理に崩しちゃうと、むしろ第2次災害の方が怖いのではないかということも言っている。ですから、もしそうであるならば、徹底的にあそこの安全性を確保した上で、残置だと。その方がむしろ安全かもしれないというご意見もあることはある。

心情的には恐らく全量撤去だと思うのですよね。人のところに勝手にごみを置いたわけですから、それは置いた本人が本来は撤去すべきはずですよね。恐らくそのことは皆さのよくおわかりになっていて、じゃあどうするかということ、随分市役所の方も、マニフェスト等を追及されて、調べられて、それなりの要求はされて、今のところ、6万トンですかね、自主撤去。

【事務局（一野）】 3万5千立方メートルですね、自主撤去。実績がですね。

【部会長】 実績じゃなくて。

【事務局（宮川）】 申し入れは6万2千立方メートルほど。

【部会長】 自主的に言ってきているのはそうですね。一部新聞報道等で皆さんご存じでしょうけれども、だから、それなりのことをやってきて、しかし、そうは言っても全量撤去というのは無理だと思うのですよね。この辺がそろそろ限界なのかなという気がしますし、もう一つは、この委員会をどういうふうに位置づけるかということ。私は、あくまでも臨時でありまして、できれば年度内でやはり片をつけるべきだと。そして、その後は実施を早くしていただかないと、一体あそこをどうするのかという先行きが見えてこないということがあります。その問題もありますし、それからもう一つは、今言われたように、岐阜市の中に循環型社会を形成するという市民意識をやはりどこかでつくってほしいと。それがこの椿洞の問題の、そういうものができれば、いい教訓として、むしろネガティブだったものがポジティブな方向に変えることができるという一つの大きなターニングポイントになると思うのですけれども、それが恐らく環境条例をつくっている環境審議会のようなものを実際につくっていただくということを検討されていますから、もう確実につくられるのだと思います。問題はそれを市民の人がどう利用するかなのです。制度はできた。制度はつくったけれども、それをどう運用していくかというのが、恐らく市長の役割でもありましょうし、行政の役割、議会の役割、それから市民の役割、これ非常に大きいのだと思います。そこはぜひ見守っていきたいし、できることならば検討委員会に入っておられる方々でそれを積極的にリードしていただければ、その趣旨が生きるのではないかなあ。そうすれば、恐らく実施委員会というようなものがその中にできていくのだろうと。実施委員会なのかどうかは知りません。監視委員会かもしれませんけど、監視委員会だと思いますが、それはぜひともつくってもらいたいとは思っておりますし、当然提言としてやっていかなければならない。言いつ放しということはない。

ですから、安心ということですが、安心をどこまで確保するか。私としては、技術的な安心感というのと、それから市民感覚というか、心理的な安心感というのがあるのだと思うのですよね。技術的な安心感については、技術部会の方で本当にさまざまな環

境基準に照らして、ここは危ないものがあれば、それは撤去していただくと。その可能性としては、発火とか、水質汚染の問題について100%安全だと言うことはできない。それは恐らく科学を学ぶ者としては、当然の良心的な考え方だろうと思います。

ただ、その技術を持って、あるリスクの範囲内まで減らすということはできると。そのための努力、技術的な可能性というのがここに示されている。これのどれを実施するかというのは、やはり私たちでこれを考えていかなければならないと。そのときに、恐らく経済性と安全性との間に、残置すればそれだけ危険性というのは多くなるわけですから、非常に高いコストをかけて安全性を監視していかなければならない。撤去すれば、その間はいくつもありますけれども、その後は基本的にはないわけですね。そのためのコストをだれがどういうふうに負担するのか、本当は業者さん、それから国あたりが全部やってくれるかなあというふうには思っていたのですが、国の方に頼るというわけにはどうもいかないようであります。我々、岐阜市の方でやっていかざるを得ないというのがどうも現状であります。その意味では、安全性、安心というものを、ここで市民も含めて、市民の感覚も含めて、決めていく必要があるかと思います。

そのほか、何かご意見ございませんでしょうか。

【清水委員】 その安心というのが、人それぞれ違いますよね。特に私なんか、専門的なことを全然知らない者にとっては、ある人に言われたら、ああ大丈夫なのか。ある人が言って、危ない。ああ、そうなのかというふうに、全然それで振れてしまうわけですから、一般素人、一般市民は大部分がそうだと思うのです。だから、何をもって安心と考えるかというのが非常に難しいところだと思います。だから、この検討委員会でどの案にするかというのを出すのはとても難しいと思うのです。それよりももっと、先ほどこっと申しました審議会みたいところで、検討委員というのは市長から委嘱されたものですから、市民の自主的な思いで参加したいという方もいらっしゃるし、それから、専門技術を持っている方でも、全然意見の違う方もいらっしゃるわけですから、もっと意見を闘わせながら決めていきたいというのが本音なのですけどもね。検討委員会はもうこれで終わりというのは私も賛成で、これ以上やることはないと思うのです。その先の委員会で具体的にやって決めていただきたいというふうに思うのです。だから、この検討委員会としては、社会正義上から見ても全量撤去が私は一番やっていかなきゃいけないことだということを提言しながら、あと次の実施委員会みたいなものに意見を聞いてやっていくというふうなことではちょっと遅いですか。

【部会長】 私の思いとしては、やっぱりここで一定の結論は提言として出すべきだと思います。

【副部会長】 一応案を出していただいておりますけれども、安全面については、作業の進行中も、排水なり地下水に影響がないようにモニタリングの調査を進めていくという形で、今、清水委員が言われたように監視していく仕組みが要と思うのですけどね。それは適切な形でやっていけばいいと。ただ、全量撤去を最初に決めてしまえば、そうい

う話になってしまうので、それは方向性がかなり違うとことになってしまうので、どちらを選ぶか考えた方がいいと思うのですけれども。それから、コスト面でも試算を出してもらっているのですが、実際にこのとおりになるかどうかはやってみないとわからない部分があると思いますし、内容物が掘っていった段階でどういう形になるかわかりませのから、それを含めて、監視委員会で、コスト面を抑制しつつ、なおかつ安全性に配慮していく、そういうことをやっていただければと思うのですけれども。

もう一つ続けてなのですけれども、さっきの一部撤去案の１、２、３のうち、どれかなんていう感じで言わせてもらったのですが、実際問題としては、一部撤去の１案の内容を見ると、のり面の対策だけが中心で、残置案とそれほどかわらない部分があると思いますけれども、それ以外にガス抜き等の対策がさらに必要だということですし、コスト面ではかなり安いようすけれども、まだ安全性をもう少し配慮してもいいのではないかという要素がありそうだと。そうすると、２案か３案かなと思うのですけれども、３案の方が、より対策としては進んだ形になっていく。残すのはコンクリートガラですから、多分大丈夫なのだろうと思うのですけれども、２案の方は、選別をした上で必要な処理をする部分だけで対策を講じるということで、９０億円か１５０億円か、あるいは１２０億円か１８０億円かという幅になっているわけですからね。多分このどちらかがで安全を確保しつつ、残すような方法を選んでいく形になるのかなと思うのですけれども、それで、今度はこの部会もそうですし、地元の方もそうでしょうし、それで理解できる、合意できるかどうかということになってくると思うのですけれども。

【部会長】 地元の方のご意見としてはどうでしょうか。

【宇留野委員】 岩野田北の宇留野でございますが、今、清水委員のお話の中で、住民の安心ということが重要だというお話でございます。地元といたしましては、全量撤去案以外のどのような対応がされても、これは理解できないということをお話ししていきたいというふうに今後も思っております。以上でございます。

【副部会長】 ちょっと伺いたいのですが、もちろんそういう考えはあると思うのですけれども、コスト面が出てきて、国の補助が期待できないという段階で、市として、どういうふうに財政を負担していくか。これは全市的に考えるべき問題だと思うのですけれども、それについても、地元の方のご意見も伺えればと思うのですけれども。

【宇留野委員】 いろいろこの問題に対して、税金の投入が難しいやら、負担能力がないやらというようなお話はございますけれども、それはそれとして、地域の住民は、心理的な安心を含めて、これらについては全量撤去を要望していくというようなことでございますので、ちょっと回答にはならないかもわかりませんが、この対策案が提示された以降は、そのことについて全面的に協議を重ねながら、対処していくと。前回も申し上げましたように、そういう形の中で行きたいということで、なかなか１案、２案、３案、一部撤去案については理解を示してくれませんということです。

【副部会長】 そこで、当然ギャップがあるわけですね、安全面と財政的な問題とか。そ

れは当然だと思いますけれども。

【宇留野委員】 ちょっと地域住民も、いろんなデータが提示されても、これに対して本当に安心ができるのかと。心理的な面がありますけれども、データの面については技術部会の方でいろいろ考えられて、これならいいのではないかなというニュアンスのこととございますけれども、地域住民としては、それらも含めて安心はできないということをおっしゃいますので、ちょっと難しいのではないかと。

【大野委員】 椿洞の地主さんを控えている私としまして、実は産廃が埋まっておる対象の地主さんの中に、全く契約も何も、とにかく善商さんがむちゃくちゃ埋めてしまったと、そういう地主さんがあるわけなのですね。それだけに非常に困っていらっしゃるわけなのですが、ということになってくると、やっぱり一部撤去とか云々とおっしゃるのですが、予算とか、いろいろなことは別として、全量撤去していただく。じゃないと、全く解決が、境界も何もわからんというようなことになっちゃいまして、将来的に山があったってどうにもこうにもならんというような状況になっちゃうということで、その点ひとつ、そういったことがありますもので、全面撤去を皆さん方は希望していらっしゃるわけなのですが、一応そんなようなことで、この場で申し上げるわけなのですが、我々も困っているわけなのです。以上です。

【部会長】 地元の関係者としては、当然そういうふうになりますよね。

やはりこれについては、市全体、40万人の市民がおられるわけですが、全体の意見がどういうふうになるかということも考えなければならぬと。例えば全量撤去の場合、下手をすると314億円、最高でかかるわけですが、これが10年間ぐらいで処理できるとして、年間30億円というお金をどうやって調達するか。それによって、当然犠牲になるものが、財政が組めないわけですから当然だれかが泣かなきゃならないと。それをどういうふうに、ある意味で犠牲になってくださいということを言わないと、恐らく市民合意ってなかなか難しいのかなあという感じもいたしますし、30億円という大きいですからね。

【大野委員】 よくわかるのです、その辺のところは。

【宇留野委員】 地元は、金額の問題を無視して、我々がこれから自分たちの世代、次の世代、次の世代、ずうっと続いていきますけれども、いつまでもああいったものが残ること自体が耐えられんと言っておりますので、その辺お話しさせていただきますと、いつまでも全量撤去を主張していくということになりますので、非常に難しいのではないかなと思います。

【副部会長】 今のご意見も気持ちとしては十分わかるといった上ですが、全国的なケースを見ると、危険物は除いた上で残してしまったケースというのもあるのです。それはもう単純に財政的な、コスト的な問題だと思っているのですが、全国的には不法投棄の量が非常に大きくなっている。1500万トンを超えていますし、それで、国の方も結局財政的な補助の制度もギブアップしたわけですね。という状況に残念ながら

らなってしまっているわけですがけれども、土地の問題は、善商が持っている部分と、関連の方が持っている部分と、地元の方が持っている部分で、本来でいえば民事的な、民間同士の関係なのでしょうけれども、とはいっても不法投棄になってしまったということで、地元の住民の方と善商の間だけでは多分解決がつかないと思うので、民間の間に行政が入ってしまうという形にならざるを得ない部分が当然出てくると思いますけれども、それについては多分話し合いが必要である。今すぐ結論が出るわけじゃないので、跡地の利用の問題も含めて、再生ビジョン部会でも話し合うということになってきましたので、あまり時間もないのですけれども、この場所をどういうふうに、残ってしまうか、残していくのか、それは考えていかざるを得ないし、そういう案なり、データも出していただければと思っ

【部会長】 恐らく我々がやらなきゃいけないのは、一つは技術的な可能性を明らかにすることですね。技術的に、ある意味では安全だと、安心だというふうな結論が出ている。現在、こういう危なさというのはあるわけですね。危険というのはあるわけですね。その危険をある一定レベルまで落とすにはこういう処理をすればいいというのは、ここで技術的に出されている。それで納得していただけるのかどうか、その辺は納得してくださいというのは、とにかくごみはどけてくれって、地元民としては当然だと思いますけどね。そのあたりで、検討委員会としては、財政的な問題も含めて、実現可能な着地点というようなものを探っていくかざるを得ないというのが私としてはちょっとつらいところなんですけど、そのための何らかの市民合意というのを何らかの形で探っていく必要があると。市民合意の仕方として、ここで全部やるというわけにいかないと思うのですね。少なくともこれからもこういう問題が起こらないように、この問題がなぜ起こったのかということ十分に検討して、岐阜市民がそれを教訓として残すようなものにしてもらいたい。私は、そのためには独立の、それなりに継続性のある、永続性のある審議会というのはつくってもらいたいと。それに関しては今のところ検討していただいていますし、恐らくできるだろうと思うのです。そこにぜひ参加していただいて、今後どういうことが起こるかわかりませんから、例えば有害物質だけはとりあえず取り除いていこうと。それから、そのほかのものについては、もしかすると再生可能な、全国的に1500万トンというものがあるわけですから、これを何らかん形で処理をしなければならないというのはだれしもわかる。ただ、処理をする技術はあるのかもしれないけれども、それが余りにもコストがかかり過ぎるということですね。やがて技術革新が起こって、将来これを比較的安いコストでもって処理できるような、そういう時代が来るかもしれない。ある意味で、その時代を待つというのが、今残されている唯一の道なのかなという気はするのですよね。

【大野委員】 これは私、住民として思っているのですが、今、部会長がおっしゃるような、そういった技術が早く開発されればそれにこしたことはないのですが、10年かかったって、15年かかったって、あそこのやつを全量撤去するにしても、どこかでそれは始末しなきゃならんということでしょう。あっちへ運んだり、こっちへ運んだり、あっ

ちへ行つて不法投棄、こっちも不法投棄というような、そんなあほなことを何遍か繰り返したってあかんということですし、いずれにしても厳密に管理したって恐らく不法投棄は必ず起きると僕は思いますわ。それだけに、あのあたりで、あそこでひとつ何か新しい技術をもって、公害も出ない、何も出ない、あそこで産廃をみんな処理できるというような、そういった施設を、国、県、無論市もそうですけど、取り計らっていただいて、地元としても当然協力させていただいて話もまとめなきゃならんし、みんな困っているはずですからまとまると思います。そういうふうでひとつ、あっちこっち運んでみたところで始まらんと僕は思うのです。ということで、地元もそういうことだったら、おそらく協力もやぶさかでないと思いますから、ぜひともそちらの方へひとつ働きかけていただくとありがたいと思います。

【部会長】 今のご意見はもつともだと思うのですね。とにかくあそこからごみを持って行って、本当にきちんと処理してくれるという保証はないのですよね。みんな、処理をしますということは、今までのケースでは全部言っているわけです。それでも抜けるわけですから。でも、100%抜けているわけじゃなくて、ごく一部が抜けると、結局ごみの量が物すごくあるからどうしてもたまっちゃうという、これが現状ですよ。その意味では、ごみを出さないという運動をしないと最終的な解決にはならないと思うのですよね。その意味で排出者責任というのは非常に大きいと思う。本来は岐阜市だけでやっても不可能ですから、国の方できちんとやらなきゃいけないし、世界的なレベルでやらないと、結局日本のごみが中国に行ったり、フィリピンに行ったりして大変なことになっていますけど、それは最終的な解決にはならないと。

ただ、そうは言っても、あそこのごみの処理をどうしていくかというのは我々が考えていかざるを得ない、だれも考えてくれませんから。その点については、例えばこういう技術、こういう可能性というのは、県と協議して可能なのかな。産廃の問題は、県の方でもかなり神経質になっていますよね。

【副部会長】 一応技術部会から出てきた案は、撤去する場合、全量でも部分でも現地選別ですよ。まざった状態で不法投棄されているので、下の方はコンクリートガラなどのようですから大丈夫なのかなと思うのですけれども、上の方で、特に最初に見たときに積んであった、家をはがしやつぶしてミンチ状にして、ごみと一緒にやったようなやつ、あれはやっぱり選別する必要があると思うのですよね。建設リサイクル法も施行されたので、今は完全に解体の工事現場で選別をするようになっている。その部分で、廃棄物の埋め立てる量は現実には減ってきたようですから、それは国の制度でつくった効果があることはあると思ってはいるのですけれども、部分撤去の案を見ていれば、やっぱり現地選別であって、そのうち焼却できるものは焼却する。それから、検討内容にもありますけれども、できるだけ焼却したいので、場合によっては市の焼却炉を使うことも検討の一つの手法になっている。それは財政的なことも考えればあり得ますよね。それから、現地に残置する分は当然あり得るだろうと、有害でなければ。それ以外でリサイクルできる分はリ

サイクルする可能性がある。それを利用できるかどうかはまた別の問題なものですから、そこはやっぱり難しいと思うのですけど。中には焼却灰等も入っているので、単純に混合された、ミックスされた建築系の廃棄物をすぐうまく選別できるかどうかわかりませんが、多分技術的には今は可能だろうと思ってはいます。その辺で、技術部会なり、あるいは事務局からご意見なりサジェスチョンがあれば聞きたいのですけど。

【事務局（一野）】 どういうことですか。

【副部会長】 現地で選別して処理が可能で、しかも、今言われたように、外に捨てに行くわけじゃないですよ。リサイクルするならするし、焼却するなら焼却するしと、一応対策を考えていると思うのですけど。

【事務局（一野）】 そういうことですね。我々、現地で選別するというのを考えております。

【肥後委員】 どの対策案をとるかということで、経済性というのも入ってくるということなのですからけれども、例えばここに掲げてある費用ですね。こういったもの、例えば市民の合意、市民の同意が得られた場合に、岐阜市として出せるかどうかというのは多分検討できるのではないかなと思うのですね。こういった金額が長期的に出せるかどうか。例えばもし出す場合は、市民生活が成り立たなくなるというほどの額ならば不可能なわけですね。だから、そういう検討はできると思うので、それをやっていただいた方がいいかなと。その上で、対策案というのはもしかしたら絞られるかもしれないという気はするのです。それはそういう意見ですけれども、それ以外に、技術部会から出てきた対策案五つあるわけですか。これの中で、例えばその後の再生ビジョン部会では跡地の利用も考えるということになれば、その跡地というのがどの程度利用できるかと。例えば上に構造物を建てるくらい頑丈なものなのか、あるいは草木一本生やしてだめなくらい弱いものなのか、それについて、ちょっとコメントがないというのは、跡地の利用を考えるのに非常に不安だと思うのです。

それともう一つは、今後モニタリングしていくということなのですからけれども、モニタリングというのが一体どれほど確かなものなのかということですね。跡地の利用というか、跡地が住民の方々にどういう精神的な影響を及ぼすかというのに関係してくるのですけれども、モニタリングのやり方、それからモニタリングしていて、こういうことが起こる可能性があるというのをできれば示していただきたいと。例えばこういう物質が流れ出る可能性があるとか、多分ある程度予測できると思うのです。そういう可能性を指摘していただいた上で、例えばそういうことがもし仮に起こった場合は、こういう対策をとるのだと。住民の方々にはこういうふうにしていただくとか、市としてはこういう対策をとる。そこまでやっぱりきちんと計画を立てて、モニタリングということを言わないと全然安心にも何もならないと思うので、ちょっとその辺を含めて検討する必要があるかなというふうに思っています。

【部会長】 今、肥後委員が言われた後者については、こういう可能性があるというのは

もう技術部会で明らかになっているわけですね。そして、それに対してどう対処するかというのも示されているわけです。

【肥後委員】 それは多分ここに書いてあることですね、資料1というところに。それ以外のものはないということですよ。私が言いたいのはその先のことなのですよ。多分こういう対策をとった上でも、なおかつ起こる可能性があることがあると思うのですね。そこまでちょっと検討する必要があるのかなと。

【事務局（一野）】 ちょっとお答えのしようがないのですが。起こる可能性があるとして肥後委員がおっしゃるのは、有害物質が流れ出るということですか。

【肥後委員】 そうです。今は、あくまでも調査結果に基づいて、こういう資料1というのは出てきているわけですね、現時点での。恐らく、先ほど吉田部会長も言われたのですが、こういう結果というのは100%じゃないと思うのです。その100%でない部分、数%かもしれないですけども、調査結果では出てきていないけれども、こういうことが起こり得る可能性があるというのは、専門家の先生方は多分持っておられると思うのですね。ただ、こういう場では、調査結果にあくまでも基づいて議論しなければいけないということがあるために、こういう資料しか出せない。出しちゃいけないのかしれないのですけれども、と思うのです。ところが、多分この資料に出ないおそれですね。起きないかもしれないけど、起こる可能性があるということが必ずあると思うのです。

【事務局（一野）】 起きないけれども、起こる可能性があるのですか。

【肥後委員】 要するに、データからはこうなるということは予測できないのだけれども、可能性としてはあるということがあると思うのですね。そういったものをやはりちょっと検討していく必要があるのではないかなと。もし、それがあった場合はどうするかということですね。あるということじゃなくて。モニタリングというのはそういうものだと思うのですけれども。

【宇留野委員】 地下水の流れというのはわかりますか。

【部会長】 伏流水の中でわかりますね、地下水の流れは。

【事務局（宇野）】 大体の流れはつかんでおります。

【宇留野委員】 岩野田校区に水源地がございますね。あの水源地が、聞くところによると40メートルぐらい掘って水源地となっているようですけれども、そういったところへの影響はあるのかないのか。

【事務局（宇野）】 今のところ、そのような可能性というのは非常に低いと。距離的にも、そして伊自良川の流れからいっても非常に低いという見解があります。

【宇留野委員】 そのデータは基準値以内ということとされておりますけれども、やっぱり住民の心理的安心というのがそこで確保できないのです。担保がないと。そこら辺のところ、地下水の流れがどうかということと、一部でも残置した場合はどういう形で影響するかと。その辺のところのきちんとした説明ができればと思いますけれども、なかなか難しいのではないかなというふうに思われますので、地域はちょっとその辺について不安

を示しております。

【部会長】 そのためのモニタリングはやりますよね。それが10年か、30年かという年限ですね。私は長い方がいいと思う。長くやるべきだと。30年間か40年間、50年間ぐらいはやってください。伏流水ですから相当長くかかってくるでしょうから、その場合には当然対処しなきゃいけない。ここで言うモニタリングというのは、そのためのモニタリングですよ。可能性があるということです。

【副部会長】 何が起こるかわからないということもあると思いますから、それは作業中も調査を続けていって、影響が出ないような対策を講じるしかないと思うので、ちょっと肥後委員が言われる、何が起こるかわからないというのはちょっと僕もよくわからなかったのですが、前半の部分で、全量撤去なり、あるいは一部残置した場合に、多分この資料を見ている限りでは、仮にコンクリートガラなどを残した場合でも土砂をその上に積んでいるわけですし、それは残すわけですから、それから斜面のところでは削っているわけですから、それは形を整えますよね。整形しますよね。ということは、土砂がある程度積まれるので、植生の回復はできるのではないかなあと思うのですが、その辺はどうですか、肥後委員。

【肥後委員】 植生回復ということについては、前から言っていますように土さえあれば幾らでもできるし、どんなものでも回復できると。ただ、どれくらいコストをかけるかと、それから、最終的にどういうものを要求されるかということだけだと思います。

先ほどちょっと私が言いましたのは、資料1にも書いてあるのですが、例えば廃棄物の安定化に従い、長期間にわたり沈下が予想されるとか、そういう話もあるわけですね。だから、そこで構造的にどれくらい安定したものなのかということをお聞きしたかったということだけで、安定していれば植生回復は可能なのですけれども、あそこを森林に回復するのか、あるいは公園にするのか、あるいは全く別な何かにするのかということですね。それはちょっとまた検討するということなのですね。

【部会長】 それをここで検討しなきゃいけないのですよね。

【肥後委員】 仮に緑化することになれば、特に支障はないというふうに判断できると思います。

【部会長】 きょうの検討課題の第2番目の後処理をどうするかというところに今話が入ったのですけれども、緑化するという点もあるでしょう。それは全量撤去の場合もそうでしょうし、それから部分撤去の場合もそうだし、全量残置の場合も恐らく全部かかわってくるのだと思いますけれども、後処理をどうするかというのは、先ほど地主さんの話もありましたけれども、所有権の問題が、基本的に市が持っているわけではありませんので、まさかあそこの所有権があるから税金を出して買うというわけには、恐らく市民の納得は得られないのではないかと思いますので、所有権の処理をどうしていくかという、その辺も、これから本格的に実施していく段階になると問題が起こってくる。それが解決するということを前提にして、こういうふうなことをやってくださいというのを我々は提言

していきたいと。それしか今のところできない。恐らく時間がかかると思います。司法の間では一応業者に対して決定は出ましたけれども、まだ控訴しておられる方もいらっしゃるわけですから、最終結論を見たわけではないわけです。多分かなり時間がかかる。でも、代執行する部分については、恐らく一定の計画とか、プログラムというのはつくれますので、そこまではできますよと。でも、その後の再生のビジョンについてはまだ案を出すだけで、いつごろになるのかというのはちょっと難しいですね。でも、出しておかなければ、こういうふうにしてくださいよということは。

【清水委員】 今の第2の方の課題でしたら、全量撤去で、あと、そこに構造物を建てても安全というふうなお墨つきがなければ構造物は基本的に建てられませんので、緑化以外考えられないなというふうに思っているんですけども。

それと、今の所有権の問題なんですけれども、善商のものにしても、それからほかの地主さんのものにしても、税金でもとの形にしたものを、豊田の事例のようにそのままお返しするというのはちょっと現実的ではないというふうに思っているものですから、何らかの形で合意ができるような処理を今後考えていくべきだと思うんですけど、この場所ですごのところで出すのですか。

【部会長】 用法としてはそこまで出さなきゃいけないと思っていますね。こういうふうにしてください、こういう努力をしてください。ただ、100%実現できるのかというと、最終的には法的な問題がかかわりますので、どうなるか。例えば善商の方が、私が全部やりますと言われたときに、やりますと言って、やらなかったときにどうするのかというと、手も足も出ませんので、こっちは。どういうふうな形にすべきかというのは、こういう方向でぜひ努力してくださいというのはここで提言していく必要があるのではないのでしょうか。

これまでの議論を少しまとめさせていただきますと、技術部会の方で幾つかの案が出されていて、そして100%リスクがない。要するにリクスゼロということではないけれども、若干のリスクはあると。でも、それは環境基準で決められた範囲内のリスクの範囲内に抑えるにはこういう技術があると。そして、こういう方法があるということまで示されております。そして、これに対して、財政的な負担がどうしてもかかってくるので、どの程度まで市の方は財政負担が可能かというのは、私、技術部会の方で主張したのは、お願いしたと言った方がいいのかもしれませんが、もう少し判断をしやすい経済計算をしてくださいと。これは余りにも大ざっぱというか、幅があり過ぎる。そして、どういう技術が算定の背景にあるのかが必ずしも見えてこないで、もう少し具体的な技術の問題と、それから、それに対する財政的な負担の問題をもう少し示してくださいということはお願いしてありますし、それは恐らく市の方でやっただいていただいているのだというふうに思います。その中で、何らかの形で、全体で5案の中から一つを選んでいく。全量残置から、支障がない程度にのり面の崩落防止を主として防ぐと。そのための撤去。もう一つは、有機物というか、木くずとか紙くず、布だけを取り出して、それを廃棄する。第3案

というか、4番目の案かもしれませんけれども、第2案にプラスして、プラスチック、ガラス、金属類まで残すと。最終的には、先ほど富樫委員が言われたように、コンクリートガラとか、そういうものだけを残していく。それなら問題は恐らく少ないだろうと。それから全量撤去、この5案があるわけです。この案の中からどれを選べば、技術的には可能と。ある意味でリスクはほぼ環境基準を満たすということが言われていると。その技術的なデータでもって市民の方が納得していただけるのかということ、当事者としてはやはり全量撤去以外にはないとおっしゃる。そのとおりだろうと思います。しかし、市全体のことを考えていくと、やはり何らかの形で地元の方にはある程度の妥協はしていただかなければならないかもしれない。ただし、その場合であっても、いつの日にかは本当にもっと安全性が確保できるような措置ができるような可能性は絶えず残しておきたい。そのためにはモニタリングはきちんとやっていく必要があると。そのための、いつ、何が起こるかわからないけれども、何か起こったときには即対応できるような、直接的な実施委員会、監視委員会を常設として市役所の中につくっていただくと。この辺までが我々が提言できる範囲内の、ある意味で市民に対する心理的な面の安全性の確保の可能性かなというふうに思います。その辺まで議論ができていくのかなというふうに思います。

それから、もしそうした場合に、何らかの形で処理をすると決めた場合に、どういうことが可能なのかといいますと、幾つか障害があって、それを乗り越えていかなければならない。一つは法的な問題、所有権の問題、これについては恐らく裁判で相当争うことも考えなければなりませんので、かなりの時間がかかる。でも、その間でも、やはり安全性を確保しながら処理すべきは処理するということを続けていかなきゃいけないと。そのための暫定的な措置、そして恒久的にどういうふうに措置していくかという二つの案を考えていく必要がある。多分構造物、公園にするのか、それとも何か建てるのかということ、なかなかそういうことではないような気がするのです。やはり緑化というか、植生をやっていくと。そして、どういう植生が可能なのかということ。そして、それについて、どれくらいのコスト、ここの中にはそのためのコストというのは全然含まれておりませんので、その解決策について、この再生ビジョン部会で本格的に考えていく必要があると。これが現状であります。

したがって、きょうは、再生ビジョン部会として、ぜひ議論しておきたい、それから検討委員会の方が21日にありますけれども、ここに議題として載せていきたいと思いたいのは、何らかの形で、財政的、経済的な負担と技術的な安心感との間のトレードオフがあると。それをどういうふうにバランスをとり、そして解決していくか。そして、その上でないと、後処理、跡地の利用についてのビジョンが描けないということです。年度内にある程度その方向性をきちんと示して、検討委員会の報告書を市長の方に渡すというふうにすれば、恐らくこの再生ビジョン部会は、かなり1月、2月行わなければならないし、最終的に2月末か、3月の初めぐらいまでには、次の次の検討委員会では結論を出していかなざるを得ないと。どうして年度内にこだわるのかということ、いつまでも残してもよ

くなるわけではないですし、やはり処理は早くすべきだと私自身は思っています。そういう方向で合意がとれるのかどうか分かりませんが、技術部会としては、これで一応最終案という形でまとまっているわけですから、技術的にどうかというか、技術的に検討するということは恐らくなかなか難しいだろうと思うのです。あと、これをどう、どの案をとるか。そして、その上でその跡地をどう利用するか、これが再生ビジョン部会。これが、21日の検討委員会で出た結論に基づいて我々が検討していかなければならないことであろうというふうに思っております。

今のところ、きょうの会議の状況としてはここまでは来ていると思うのですが、どうでしょうか。私としては、技術部会の方で五つの案を出しましたよと。技術的な可能性は示しましたよと。財政的な問題とか、それから市民感情の問題とかを含めて、どうするかというのは、やはり再生ビジョン部会である程度の議論をして、結論を出していかざるを得ないと。出してほしいという要望がございます。そこまでの結論にはまだ至っていないように思うのですが、もう少し議論をしていただきたいと思います。いかがでしょう。今、部分撤去案と全量撤去案というのが出ておりますけど。

【清水委員】 跡地をどうするかという話の最初のころでしたけれども、今回のことを教訓にするということで、リサイクルのことを考える、循環型社会のことを考える環境教育的な施設があってもいいねというふうなことが出たりして、それが一番このことを教訓にする一つのいい案かなというふうにも思ってもいたのですけれども、でも、そうじゃなくて、私は最終的にやっぱりもう緑地以外はこの場所は考えられないなあというふうに思っているのですけれども、一番大きなことは、1年半たってきているのですけれども、これから先のプロセスを市民に残すということが一番大事なことじゃないかなあというふうに思うのです。今までの1年半は、市長が最初に、迅速、公開、協働というふうに出されましたけれども、これまでの1年半の中ではやはりまだ、前の勉強会のときにも市民の方から出たのですけれども、十分な情報公開ができていないというのと、もろもろいろんなことが出ましたよね。こんなことを一つの教訓にしながら、行政主体のじゃない、もっと市民主体のこの椿洞の問題を考えていく監視委員会というよりも、実施委員会というふうな、私、そういう意味で実施委員会と言ったのですけれども、そうして、プロセスをより市民も学んでいく。そして、そのことが、例えば循環型社会の形成のために必要な、廃棄物を出さないような社会にするにはどうしたらいいのか、出てきた処理をどういうふうにするかというふうなことを考えていく一つの材料になるし、それから、市民感情の中でまだ解せない部分というのが責任追及の部分だとも思うのですね。それから、市民税金の話ばかり出ましたけれども、行政の責任もあれで十分だったのかなあというふうなこととか、議会の監視はどうだったのかなあというふうなことももう一度検討するみたいなこともやっぱりやってほしいし、それから市民としてはどうだったのかなあということも含めて、もう一度検討し、それが再発防止につながるという意味で、考えていく、そういうふうなプロセスを財産として残したいというふうに思うので

す。ですから、市役所の中に監視委員会をつくるというのではなくて、椿洞の処分に関して、もっと市民主体で動けるような委員会みたいなもの、そういうふうなものがないものですかねえ。

【部会長】 具体的にどういうイメージなのか、ちょっとつかみ切れていないのですけれども。

【清水委員】 この場所でまだ問題点が出ていない部分というのがあると思うのです。技術的なことというのは技術部会の方からかなり出ておりますけれども、まだまだこのテーブルにのっていない部分というものがあるように思うのです。いわゆる循環型社会形成のためにね。国の法律の問題も出ました。それから県の対応のことも出ましたし、今、私が言ったような行政の組織の辺では硬直はなかったのだろうかとか、いろんなテーブルの上にはちょこつとのったけれども、それをどうしたらいいのかともっと深く追及する部分までは行っていないですよ。そんなことも含めて考えていかないと今後のものになっていかないし、それを行政だけで考えたって絶対できっこないと思うのです。もっと市民と一体になってやっていくという、そういう市民力をつけながら、そういう協働ができて、初めてこの問題がよかったことになるのではないかなというふうに思うのですけれども、だから、この問題はプロセスだと思いますけど。

【副部会長】 2年弱で情報も公開していただいて、調査結果が十分かどうかという質問やご意見はありましたけれども、勉強会も公開して、きょう傍聴しておられる方にも参加もいただいてきたのですけれども、なかなかその場だけでは結論が出るとか、まとまるという感じではなかったと思うのです。我々が研究する際もそうなのですから、やっぱり意見を言う場合には、きちんと調査をして、それから提言としてのまとまったものを出して議論を交わしていく。それが一番大事だろうと思うのです。これまでもJCがされたシンポジウムとか、それから来週も集会があるというふうに聞いておりますけれども、その提案内容がどうこうということは今はないわけですから、地元の方のご意見もあるでしょうし、もう少し徹底してお互いに議論をたたき合っていく。別々の立場や場でただ言うだけ、言いつ放しというのは必ずしもいいとは思いませんので、そういう場をぜひ設けていただければと思うのですけれども、やっぱりそういう場合には、ちゃんとした調査なり、政策のきちんとした枠組みなり、それから安全性なり、コスト的な問題なり、トータルに考えた形で案を出していかないと、最終的な結論を導き出すのは非常に難しいと思いますけど。

【部会長】 今、清水委員と、それから富樫委員の方から話が出ましたが、椿洞それ自体の問題もありますけれども、やはり市民の合意、市民の意見をどういうふうに集約していくかというところが恐らく今のところ欠けているところだろうと思うので、我々が唯一そのための仕掛けというか、仕組みとして持ったのが勉強会なのですけど、その勉強会だけで本当に大丈夫なのかと。それで、全部市民の意見と言えるのか、そこまでは言えない。本来は世論調査とか、投票かなにかにかける必要があるのかもしれませんが、

それは恐らく非常に難しい。少なくともこういうことが議論されているということを絶えずこちらの側から市民の方に情報を提供していくと。そのための、いわゆる機関を常設で設ける必要があるだろうと。その点については私もそれは必要だと思っていますし、それがなければ、何のためにこれだけのお金を使って、そしてこれだけの時間をかけて議論したのかわからないと。そのためにはぜひ、どういう形のものがいいのかというのは、ちょっと私、そこが見えないので、どうすればいいですかと意見をばっと投げられても、私に答えられませんよというふうに申し上げているのですけれども、むしろそういう会議をやるのであれば、具体的にどんなものをつくらばいいのかというのを、むしろどなたかに案をつくっていただいて、それをもんでみたらいかがでしょうか。できれば、椿洞の問題については地元の方の一番の関心事でしょうから、地元の方にも当然入っていただかないといけない。そういうメンバーをどうしていくかということがありますけれども、どういう形がいいのかというのは一度どなたかに考えてもらって、そしてビジョン部会で議論をするというのはいかがかというふうに思うのですが、少なくとも私が、具体的ではありませんけれども、そういう機関を設けたらどうですかと。それは制度として可能ですかというの、恐らく制度が可能になってくるものですから、その制度をどういうふうにするかというの、我々の大切な役割だと思います。ただ、今、私の中に具体的なアイデアまではちょっとないということです。作りませんか、こういうのはどうですかというのがありましたら、ぜひ出してください。

本当に循環型社会をつくる出発点になったというふうなことになるれば、恐らく地元の方にもそれなりに納得していただけるのではないかと思いますし、2年間という長い時間をかけたことに対しても十分価値があったというふうに思います。それは非常に重要なことだと思っています。

ここまで、一応議論してまいりましたけれども、そのほか、何か議論し残しているということはありますでしょうか。

【副部会長】 これは事務局の方に、地元にはこの案は説明されましたか。伺っていますか。

【宇留野委員】 全部ではないのですけれども、役員だけにはいただいた資料は一応見せております。

【部会長】 その点からの反応はやっぱりもう全量撤去。

【宇留野委員】 そういうことですね。これを見せる前から、この問題については全量撤去と。これ以外ないということが地元の意見でございますので、2次的な問題も含めて、理解してくれるかどうかということは、先ほども申し上げましたように難しいのではないかなあと。心理的な面でございますので。

【副部会長】 やっぱり合意をつくるには、いきなりある結論があるわけではないのだと思うのですけれども、あるかも知れないのですけれども、内容的に多分1と5は全然違う

のだろうと。残置するのと全量撤去は明らかに違うと。ただ、その間に、一部撤去の1、2、3を含めて、だんだんありますので、僕が見る感じだと3案というのは全量撤去にかなり近い。多分違うのは、コンクリートを残すぐらいのことだと思いますけれども。

【宇留野委員】 コンクリートガラが残るだけというようなことで、これだけ金額が違うのかなあというようなこともちょっと……。

【副部長】 多分数量が違うのだろうと思うのですが、崩落を防止するために、ある程度上の部分は削らざるを得ない。それから、木や紙くずが残るような状態であれば、まだガスが発生したり、あるいは熱を持ったりする可能性があるから、多分まだ危険性がゼロとは言えないだろうと。その上で、あとは安全性とコストを考えて、一部撤去の3案なり、場合によっては全量撤去の間でやる。このくらいかなあという感じがするのですけどね。かなり詰めて選ばないと、コスト面は抜きにということには多分ならないと思うので。

【清水委員】 事務局に質問なのですが、今の富樫委員の話で、全量撤去と一部撤去の3案との違いなのですが、廃棄物の掘削をして、全部分別をするというのが全量撤去ですね。一部の方は、混合物主体部分を掘削して選別するということで、全然分別しない部分が残るということですか。

【事務局（宮川）】 今、全量撤去案と一部撤去案の3案の違いということですね。一部撤去案の2案、3案もそうなのですが、混合物層ですね。基本的に一部撤去案については、混合物層を掘削して選別をするというのが基本的な考え方です。それから、全量撤去案というのは、土砂も全部ひっくるめた全部という意味でございます。対象物が違うということですね。量が違うということです。

【清水委員】 そうなると、やはり土砂も、例えば心配だということもありますので、そうなると、やっぱり全量の方になるのかなというふうに思ったのです。

【副部長】 これまでのボーリングの結果を見ると、下の方はコンクリートガラなどが多いのですね。多分初期の不法投棄の部分は。上の方は混合された廃棄物が入っているという理解でよろしいですね。

【事務局（一野）】 おおまかに言うともうです。

【宇留野委員】 コンクリートからは何も出てきませんか。

【事務局（一野）】 とにかく下まで、地山まで……。

【宇留野委員】 例えば重金属やら、いろいろのそういうものは含まれていませんか。

【事務局（一野）】 もちろん出ていないです。

【事務局（田中）】 コンクリートガラの場合、前回ご報告したと思いますが、細かく砕いたときには、コンクリートの成分であるセメントから、コンクリートはもちろん原材料はセメントでございます。セメントの材料の中には六価クロムが含まれておりますので、これを細かく砕いたときには出てきたというのが前回のご報告の中に1ヵ所出てきたというのをご報告させていただいております。それと、これは椿洞に特異な話でなく

て、コンクリート一般的な話としてそういうものがございます。ですから、再生品として使う場合にはそういったことに配慮して使う必要がある。これは国土交通省の見解でもそういうことが出ております。

【部会長】 そのほか、何かございますか。

【清水委員】 全量撤去案で、コンクリートガラの場合内利用の是非検討というのはどういうことですか。

【事務局（宮川）】 全部ひっくるめて、今言ったように選別等をしますので、再生利用するときに、それを利用するということに対して検討する必要があるということで、そこに上げてあるということです。それを場内で利用するということです、コンクリートを。

【清水委員】 大きな塊のまま。

【事務局（宮川）】 そうですね。塊といいますか、多少大小はあるかも知れませんが、使い方はいろいろありますけど、それも含めまして場内で利用することについて検討が必要であるということで上げてあるということです。場内利用することを検討するということです。

今、全量撤去の図面を見ていただいていると思うのですが、上の図面と下の図面の間に選別と入っていますよね。その選別の右側ですけど、土砂以外を処分というふうで、土砂は基本的に埋め戻しして、コンクリートもここでは選別の対象になっていますので、そのコンクリートを現地で使えるのであれば使うということです。それを検討するという、そういう意味で書いてあります。

【大野委員】 全量撤去はあっちへ運んだりこっちへ運んだり、結構お金がかかると思います。今、山の値段なんて安いものですね、はっきり言って。欲しいと言やあお金になるかも知らんけど、まず大したことはないと思います。それだけ、私は、全量撤去になるのではないかなと思うのですが、あそこにやっぱり大きな施設をつくっていただいて、そこで今の産廃も何もかも燃やしちゃって、もう一つ、岐阜県下全体という大げさかも知らんけど、あそこでそういう大きい処理場を、例えば私、素人やからわからんのですが、溶鉱炉みたいな、ダイオキシンとか、いろいろな環境破壊につながるようなガスとか、いろいろなものが出るか、そういったところは僕はわかりませんが、そのくらいのを一つ設けていただいて、それも当然お金はかかるのですが、それは残るでしょう。産廃をよそへ運ぶだけだと全く消えちゃうのですが、そういうのでつくっていただいて、それと同時に、またよそから持ってこさせて、ちょっと市役所が金をもうけると。ちょっと方向が違いかもわからんけど、そういう考え方もどうかなあというようなことを私常々思うのですがね。膨大な金かと思いますが、314億円、この金額の大きさも、私あんまりはっきり、こんな大きな金、なぶったことも見たこともないからわからんけど、ただこれだけかければ大分立派な技術的に高度ないい処理場ができるのではないかなと思います。今のやつをとにかくどこかへ運ぶというような、そんなことは私はあまり、行き先もみんな迷惑するはずですから、その辺のところも別な面で考えていただくと

いうこともいいのではないかと思います。

【部会長】 この問題は非常に難しい問題を抱えていて、処理をするときに市役所が直接やるわけでは決してなくて、我々は金だけを出して、そこは当然民間の業者をお願いするわけですから、彼らのはるかに大きな利益を得ると思うのですね。要するに割引の単価でお願いするというわけにいかないだろうと。あんまり割り引いちゃうと、またどこかで不法投棄されて、岐阜市のごみがほかに不法投棄される。こんなことは絶対あり得ない。かなり厳しい監視をせざるを得ない。本来このごみを捨てたのは業者なのですよ。だから、仲間うちでどんどん回されたら、それを全部市民税でやりますよといったらモラルハザードが起きますよ。やりたい放題ですよ。こういうことだけは絶対防がなきゃいけない。それをどうするか。そうしたら、何らかの形であそこで処理をしていくと。外には出さないと。それを全部市役所でやるのかというと、今、市役所の職員の数も減らしますし、それから市民税それ自体が小さくなっておりますし、恐らく岐阜市の人口もどんどん減っていくという、そういう状況ですから、相当なコストがかけられるような提案というのはなかなかしづらいなあとは思いますが。もう少し検討して、いい案が出てくればよろしいですけど、一つ、あそこ自体の処理をどうするかということの問題と、やはりなかなかあそこを300億円以上かけて全部できないとすると、将来的に不安が残らないとか、安心が得られるような仕組みを、ソフトの面で、先ほど清水委員が言われたような、市民も地元の人も参加して、あそこは今どういうふうになっているかというのを絶えず監視できると。そして、少しでも環境に優しいとか、環境が改善されるような兆しが見えたら。そういう社会に変わっていくというような、そういう仕組み、システムというのをつくっていく必要が多分ある。それが恐らく再生ビジョン部会の一番の役割だろうというふうに思います。それが具体的にどういうものであるかということこれからこの再生ビジョン部会でぜひ検討していきたいというふうに思います。

きょう、大体2時間ぐらいの時間をお願いしていたかと思うのですがけれども、一応のきょうの結論と言えるのかどうかわかりませんが、全部で五つの案を検討して、さまざまな意見が出てきたと。そして、これについて、最終的には、なかなか経済的な問題等も含めて、将来に全量撤去というのは、一つの選択肢であるかもしれないけど、100%そうではない。ただ、地元の人からは非常に強い要望が出ているということは、検討委員会の中で言っていくと。ただ、その中で、それが本当に唯一の選択肢かということ、必ずしもそうではないと。安心感というものを何らかの形で担保しながら、これを市民全体で検討していくということを確認したいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。できるだけ市民の方の安全、安心感を担保するというところに最善の努力をするということを経験の結論というふうにしたいと思います。

どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。

【事務局（宮川）】 どうもありがとうございました。

それでは最後に、人・自然共生部長から閉会のあいさつを申し上げます。

【事務局（宇野）】 長時間にわたりまして議論を賜り、まことにありがとうございました。

また、先ほどからもお話し出ておりますように、21日には検討委員会を開催するという事で、皆さんにはまた年末のお忙しい折、大変お手数をおかけしますが、ご理解いただきまして、今後ともご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。
本日はまことにありがとうございました。

— 了 —